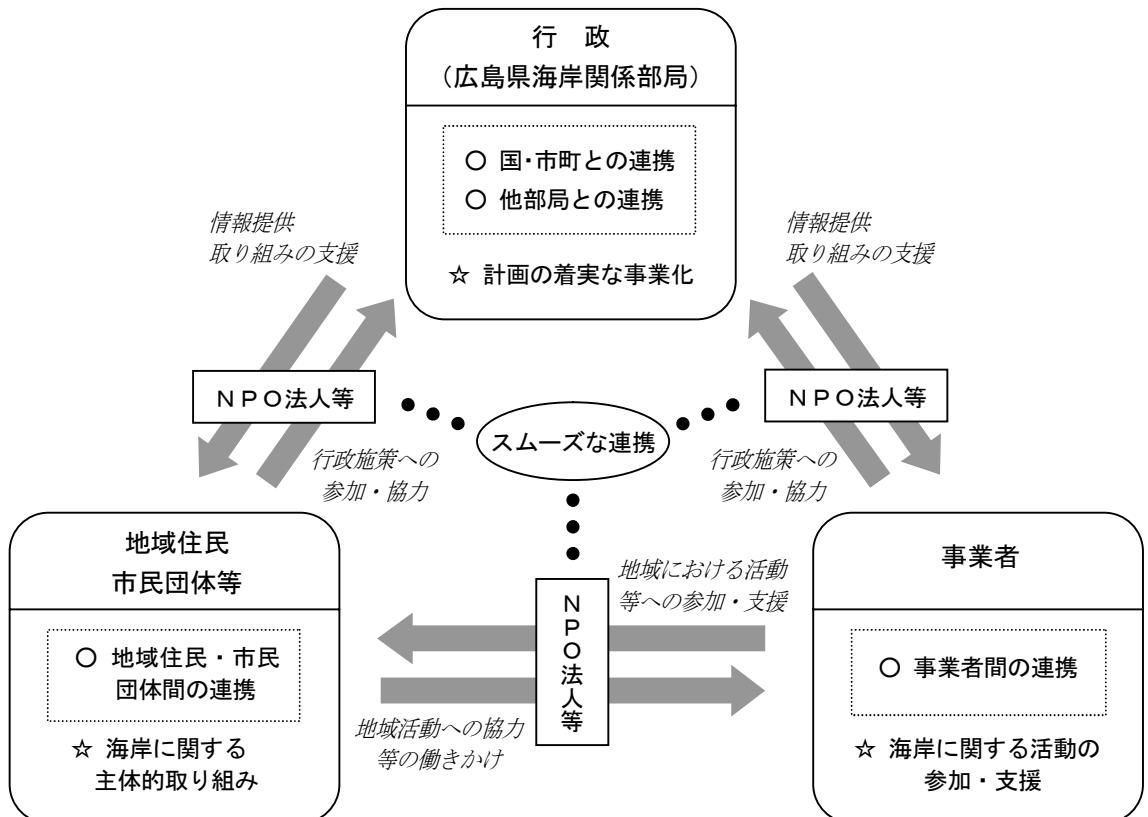


第III章 今後の取り組み方針

広島沿岸の海岸保全基本計画策定後の取り組み方針を以下に示す。

- | | |
|----------------------------------|---|
| <p>地域住民との
合意形成</p> | <p>☆ 地域とともに歩む海岸づくりを目指すため、地域住民との合意形成を得ながら事業を実施していくことが必要である。</p> |
| <p>海岸関係者の
役割分担と連携</p> | <p>☆ 本計画の実現に向けて、行政と地域住民、事業者との役割分担と連携が必要である。
☆ 国や市町をはじめ、環境・教育部局等の他部局との連携を図りながら、計画の着実な事業化を推進する。また、市民団体や事業者が、海岸に関する取り組みを主体的に行えるように、情報提供等の支援を行う。
☆ N P O¹⁸⁾法人等の協力を得るなど、3者間のスムーズな連携を図るための仕組みづくりを行う。</p> |



図III-1-1 海岸関係者の役割分担と連携

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

計画の見直し

- ☆ 本計画は、地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項、区域指定及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、必要に応じて見直しを行う。
- ☆ ただし、次のような自然的・社会的状況に著しい変化が生じた場合には適宜対応する。
 - 想定外の災害の発生等により沿岸規模で外力を見直す必要が発生した場合。
 - 気候変動による海面上昇の影響等、想定外の要因を考慮する必要が発生した場合。
 - 土地利用の大規模な変更等、社会経済条件の大幅な変化が生じた場合。
- ☆ 海岸整備を進めるにあたって、調査・研究の成果として新たな知見が得られた場合は、施設の設計の考え方や研究の成果を活かして施設整備に係る計画を見直すなど、適宜基本計画に反映させる。